

Q4 規定に違反した場合、どのような措置がとられるのですか？

[関連通知①第1の3参照]

Answer
1

厚生労働大臣及び地方厚生局長は、虚偽誇大広告等禁止規定に違反した表示について、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあるときは、表示をした者に対し、その表示に関して必要な措置をとるよう勧告することができます（第32条の3第1項）。

Answer
2

この勧告に正当な理由がなく従わない者に対しては、その勧告に係る措置をとるよう命令することができます（第32条の3第2項）。

Answer
3

この命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（第36条の2）。

Q5 実際に規制の適用を受けるのは誰ですか？

[関連通知②第1の1、2参照]

Answer
1

虚偽誇大広告等を禁止される者は、食品等の製造業者、販売業者に限定されるわけではないことに注意する必要があります。

Answer
2

まず、当然のことながら、広告等の掲載を依頼し、その販売促進効果により利益を得ることとなる食品等の製造業者又は販売業者（以下「広告依頼者」と言います。）は、第一義的な責任を負います。

Answer
3

このほか、新聞、雑誌、テレビ、出版等の業務に携わる広告媒体者が食品広告の作成に主体的に関与する事例など、虚偽誇大広告等に関する責任を広告依頼者のみに課することが適当でない場合には、広告媒体者にも本規定が適用される可能性があります（具体的にはQ11参照）。